第十四号又は第十四級の項第十号に該当するものに限る。）又は当該期間において補償法第十六条第一項第四号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害（改正前の規則一六―〇別表第五第十二級の項第十四号又は第十四級の項第十号に該当するものに限る。）の状態の評価については、附則第三条の規定にかかわらず、それぞれ当該職員が死亡した日又は当該変更があった日から改正後の規則一六―〇別表第五の規定を適用する。

（人事院規則一六―三の一部改正）

第六条　人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

第十九条の十四第一項中「この条」の下に「及び第二十二条第四項」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（平成二十三年の障害等級の改定に伴う経過措置）

第二十二条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成二十三年二月十五日前に治つたとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に同日前に変更があつたときに存した障害に係る第十四条第一項、第十五条第一項第一号及び第十九条の十四第一項の規定の適用については、規則一六―〇―五六（人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則一六―〇（次項において「改正前の規則一六―〇」という。）別表第五に規定する障害等級によるものとする。

2　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成二十二年六月十日から平成二十三年二月十四日までの間に治つたとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に同日前に変更があつたときに存した障害（改正前の規則一六―〇別表第五第十二級の項第十四号又は第十四級の項第十号に該当するものに限る。以下この条において同じ。）に係る第十四条第一項、第十五条第一項第一号及び第十九条の十四第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、規則一六―〇―五六による改正後の規則一六―〇（次項において「改正後の規則一六―〇」という。）別表第五に規定する障害等級によるものとする。

3　職員が平成二十二年六月十日から平成二十三年二月十四日までの間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合であつて、当該職員の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害の状態に係る第十九条の三第一項第二号の規定の適用については、改正後の規則一六―〇別表第五に規定する障害等級によるものとする。

4　要介護年金受給権者が平成二十二年六月十日から平成二十三年二月十四日までの間に死亡した場合であつて、当該要介護年金受給権者の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害の状態に係る第十九条の十四第二項第一号の規定の適用については、同号中「規則一六―〇第二十九条」とあるのは、「規則一六―〇―五六（人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則）による改正後の規則一六―〇別表第五の規定を適用した場合の同規則第二十九条」とする。

告示

○金融庁告示第十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三十九第一項の規定により紛争解決等業務を行う者を指定したので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公示するとともに、当該指定に係る同法第三十七条の七第三項第三号の内閣総理大臣が定める期間を次のとおり定める。

平成二十三年二月十五日

金融庁長官　三國谷勝範

一　名称　特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

二　主たる事務所の所在地　東京都中央区日本橋茅場町二丁目一番地十三号

三　紛争解決等業務の種別　特定第一種金融商品取引業務

四　指定をした日　平成二十三年二月十五日

五　内閣総理大臣が定める期間　平成二十三年二月十五日から平成二十三年三月三十一日まで

○法務省告示第五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年二月十五日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

法務大臣　江田　五月

第二号イの表に次のように加える。

岐セン株式会社	岐阜県瑞穂市牛牧七百五十八番地	染色
株式会社ニッセイ	愛知県安城市和泉町井ノ上一番地一	機械加工

第二号ロの表に次のように加える。

大和グラビヤ株式会社	愛知県名古屋市北区金城一丁目七番二十三号	工業包装

○法務省告示第五十七号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

法務大臣　江田　五月

平成二十三年二月十五日

第二号の表に次のように加える。

ファッション工房朝倉	岐阜県不破郡垂井町宮代二千九十二番地六	婦人子供服製造

○法務省告示第五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

法務大臣　江田　五月

平成二十三年二月十五日

第二号の表に次のように加える。

株式会社ホテル宇奈月館	富山県黒部市宇奈月温泉二百六十七番地	ホテル業務
株式会社海栄館	愛知県知多郡南知多町大字山海字屋敷四十七番地	ホテル業務
ドルフィン・ワークス株式会社	愛知県知多郡南知多町大字山海字屋敷四十七番地	ホテル業務

○法務省告示第五十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

法務大臣　江田　五月

平成二十三年二月十五日

第二号イの表の三正工業株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

株式会社フジメタル	神奈川県川崎市川崎区日ノ出二丁目七番十六号	機械加工